

官報

号外 昭和二十七年四月十六日

第十三回 参議院會議録第三十号

昭和二十七年四月十六日(水曜日)午前
十時四十一分開議

議事日程 第二十九号

昭和二十七年四月十六日

午前十時開議

第一 森林法等の一部を改正する
法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第二 公職に関する就職禁止、退
職等に関する勅令等の廃止に關
する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗
読を省略いたします。

一昨十四日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

議院運営委員

同日議員森森眞治君外十名から委員会
審査省略の要求書を附して左の議案を
提出した。

医療法の一部を改正する法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため
送付された左の議案を人事委員会に付
託した。

海上警備隊の職員の給与等に関する
法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため
送付された左の議案を人事委員会に付
託した。

海上警備隊の職員の給与等に関する
法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため
送付された左の議案を人事委員会に付
託した。

海上警備隊の職員の給与等に関する
法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため
送付された左の議案を人事委員会に付
託した。

海上警備隊の職員の給与等に関する
法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため
送付された左の議案を人事委員会に付
託した。

海上警備隊の職員の給与等に関する
法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は即日これ
を外務委員会に付託した。

日本国との平和條約第十五條(a)に基
いて生ずる紛争の解決に関する協定
の締結について承認を求めるの件

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

公職に関する就職禁止、退職等に関
する勅令等の廃止に関する法律案可
決報告書

同日議長において採択することを議決
した利根川河底しゅんせつに関する諸
願外九件の請願および住宅復興に関す
る陳情は各々意見書を附し、即日これ
を内閣に送付した。

去る十一日内閣総理大臣に左の者を政
府委員に任命することを承認した旨回
答した。

中央更生保護
委員会事務局 大坪 與一君
成人部長

通商産業省通
商機械局長 佐枝 新一君
商機局長

資源庁次長 山地 八郎君
工業技術庁長官 駒形 作次君
特許庁長官 岡田 秀男君
電気通信省 横田 信夫君
経理局長

一昨十四日内閣総理大臣から、通商産
業省通商機械局長佐枝新一君外四名
(前指議長承認の中 中央更生保護委員

会事務局成人部長大坪與一君を除く通
り)を第十三回国会政府委員に任命し
た旨の通知を受領した。

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

「東大事件」に関する中間報告書

昨十五日内閣から予備審査のため左の
議案が送付された。よつて議長は即日
これを委員会に付託した。

特許法の一部を改正する法律案

通商産業委員会に付託
国有財産法第十三條の規定に基き、
国会の議決を求めるの件

同日議長から左の内閣提出案を受領
した。よつて議長は即日これを委員会
に付託した。

大蔵委員会に付託
日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う所得税法等の臨時特例に
關する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

実施に伴う国稅犯刑罰取締法等の臨時
特例に關する法律案

大蔵委員会に付託
平和條約第十二條による刑の執行及
び赦免等に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律案

○議長(佐藤尚武君) これより本日の
會議を開きます。

日程第一、森林法等の一部を改正す
る法律案(衆議院提出)を議題といたし
ます。

先ず委員長の報告を求めます。農林
委員長羽生三三君。

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

森林法等の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年三月二十七日

衆議院議長 林 護治

参議院議長 佐藤尚武殿

森林法等の一部を改正する法律
(森林法の一部改正)

第一條 森林法(昭和二十六年法律
第二百四十九号)の一部を次のよ
うに改正する。

第八條第一項中「十月三十一日」
を「十一月三十日」に、同條第四項
中「十二月三十一日」を「翌年の一
月二十五日」に改める。

第十三條第二項中「第十一條第
二項」の下に「及び次項」を加え
る。

第十六條第二項但書を次のよう
に改める。

但し、左に掲げる場合には、
それぞれの公表があつた日から
三十日以内に、更に申請書を提
出することができる。

一 第九條第三項(第十三條第
三項)において準用する場合を
含む。の規定による森林区実
施計画の変更により第八條第
五項第三号又は第四号の伐採
立木材積の許容限度が増加
し、その変更につき第十三條
第二項の公表があつた場合

二 第十條第四項又は第十二條
第一項の規定による森林区実
施計画の変更により第八條第
五項第三号又は第四号の伐採
立木材積の許容限度が増加
し、その変更につき第十三條
第二項の公表があつた場合

三 第七項の公表があつた場合
許可すべき伐採立木材積の数
量の公表があつた場合

第十六條第六項本文中「第二項
但書の場合には、その増加部分」
を「第二項第二号の場合にはその
増加部分、同項第三号の場合にはそ
の公表があつた伐採立木材積の数
量、以下この項において同じ。」に、
同項中「その許容限度」を「それぞ
れの許容限度」に改め、同項但書

五六一

昭和二十七年四月十六日 参議院會議録第三十号 森林法等の一部を改正する法律案

中(第二項但書の場合には、その増加部分)を削る。

第十六條第七項を第八項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、同條第六項の次に次の一項を加える。

7 都道府県知事は、第三項の規定により許可した制限林又は普通林の用材林新築林別、広葉樹針葉樹別の主間伐合計の伐採立木材積が森林区実施計画に定められたその許容限度に達しない場合には、その年の六月一日(その日が日曜日に当たるときは、その翌日)に、当該森林区実施計画に定められた第八條第五項第三号又は第四号のそれぞれの許容限度の範囲内において、新たに許可すべき用材林新築林別、広葉樹針葉樹別の主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積のそれぞれを数量を定めて公表することができる。

第十八條第一項中「及び第三十一條(第四十四條において準用する場合を含む。)」を、第三十一條(第四十四條において準用する場合を含む。)(第三十四條第一項(第四十四條において準用する場合を含む。))に、同項第一号中「必要があるため、その森林の所在地を管轄する市町村長の許可を受けるとき。」を「必要があるとき。」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 前項第一号の規定により森林の立木竹を伐採した者は、三十日以内に省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第十九條中第九項を「第十項」に改める。

第二十條中「立木」を「立木竹」に改める。

第二十一條第三項中「営林局長」を「営林部長」に改める。

第三十四條第一項中「立竹を伐採し、」の下に「立木を損傷し、」を加える。

第四十四條中「第三十九條の規定を、」の下に「保安施設地区の指定解除については、第三十三條の規定を、」を加える。

第五十三條第二項中「必要な限度で」の下に、前項第四号に掲げる事項については、あらかじめ収用委員会の意見を聞き、これに基づいて「」を加える。

第五十七條に次の但書を加える。

但し、第五十條第一項の規定による協議については、同項の認可があつた日から六箇月以内に届け出た場合に限る。

第五十九條第二項中「第四号」の下に「第二項」を加える。

第六十二條中「関係人」を「土地の所有者及び関係人」に改める。

第六十四條を次のように改める。

(土地收用法の準用)
第六十四條 土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第百三條(危険負担)、第百四條(担保物権と補償金又は替地)、第百六條第一項、第三項及び第四項(買受権)並びに第百七條(買受権の消滅)の規定は、この章の規定による使用又は收用に係

る土地に準用する。この場合において、同法第百六條第一項但書(「第七十六條第一項とあるのは、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五十五條第一項後段」と読み替へるものとする。)

第七十九條第六項中「組合は、」の下に「森林火災国営保險法(昭和十二年法律二十五号)の定めるところにより森林火災国営保險に関する事務を取り扱い、又は」を加え、「保証し、又は」を「保証し、若しくは」に改める。

第百二條第一項中「總會の議決を経て」を削る。

第百十八條の見出し中「民法」を「民法及び商法」に改め、同條中「理事の代表権等」の下に「並びに商法第二百六十一條ノ二(取締役会社間の訴の代表)を加え、「同法」を「民法」に改める。

第百二十二條中「第二百四十四條(總會の議事録)」を「第二百四十三條(延期、続行の決議)、第二百四十四條(總會の議事録)」に改め、同條後段を次のように改める。

この場合において、民法第六十四條中「第六十二條」とあるのは「森林法第百三十三條」と、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「森林法第百三十三條」と、同法第二百四十七條第一項中「第二百四十三條」とあるのは「森林法第百三十一條」と読み替へるものとする。

第百五十四條第四項中「連合会は、」の下に「森林火災国営保險法の定めるところにより森林火災国

営保險に関する事務を取り扱い、又は」を加え、「保証し、又は」を「保証し、若しくは」に改める。

第百七十九條中「その他組合」の下に「若しくは連合会」を加える。

第百八十條に次の一項を加える。

3 行政庁は、出資組合又は出資連合会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

第百八十五條第一項中「地域」を「地区」に改める。

第百九十一條第一項中(第四章の規定による都道府県知事の裁定のうち損失の補償に関する部分を除く。))を削り、同項に次の但書を加える。

但し、第四章の規定による都道府県知事の裁定のうち損失の補償に関する部分及び第三項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができない処分については、この限りでない。

第百九十一條第二項後段を削り、同條に次の一項を加える。

3 第十八條第一項第二号、第二十五條第二十六條第二十七條第三項但書、第三十四條第一項(第四十四條において準用する場合を含む。)、第四十一條若しくは第四十三條第一項の規定による処分又は第二十八條に規定する処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものであるときは、その処分につき土地調整委員会の裁定を申請することができる。

2 森林法第百九十一條第三項の

第二百七條第一号中「第三十一條」の下に「(第四十四條において準用する場合を含む。))」を、同條第二号中「第三十四條第一項」の下に「(第四十四條において準用する場合を含む。))」を、「立竹を伐採し、」の下に「立木を損傷し、」を加える。

第二百一十一條中「千円」を「二千円」に改める。

(国有林野法の一部改正)
第二條 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)」を「土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第三号中「使用又は收用」を「使用、收用その他の利用」に改める。

第四條中第十五号を第十六号とし、第十五号として次の一号を加える。

十五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第百九十一條第三項の規定による異議を裁定すること。
第二十五條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。
2 森林法第百九十一條第三項の

規定による裁定の申請は、理由を明らかにした書面により、処分の日から六十日以内にしなければならぬ。

【羽生三七君登壇、拍手】

○羽生三七君 只今議題となりました森林法等の一部を改正する法律案について、農林委員会の審議の経過及び結果を御報告いたします。

この法律案は、第十回国会に制定された森林法及び国有林野法の二法律の一部を改正せんとするものでありまして、この二つの法律中に共通した改正点がありますので、便宜上一括した改正案とせられてゐるものであります。即ち、両法律中に準用されてゐる土地收用法が両法律成立後に全面改正されましたので、その点を新しい土地收用法を準用することに改めたことであり、又、森林法におきましては、右のほか、法律運用上の完璧を期するために、二、三の改正を加えてあります。その第一は、森林法実施計画案の公表及びその決定の期日をそれぞれ約一カ月ずつ繰延べたことであります。

第二は、森林法実施計画に基く伐採許可の申請は年一回と定められておりますが、伐採許可量が伐採許可限度に達しない場合に限り、更に一回申請できることに改めたこと。第三は、保安林において立木の伐採等は都道府県知事の許可事項であります。立木の損傷もこれに加えたこと。第四は、緊急伐採及び火入許可の手續を簡易化したこと。第五は、出資森林組合及び同連合会を指導監督するため、年一回の定例検査を行うこととし、又、森林組合及び同連合会に森林火災国営保険の事務

を取扱わせることができることとしたこと等でありまして、概して法律施行上の便宜と補強を行うものであります。

農林委員会におきましては、改正案の提案理由を開き、質疑を行なつて、慎重審議をいたしました。森林法の運用上の改正につきましては、法律の細目の改正もさることながら、むしろ本法制定の趣旨を達成するために十分なる算的措置を必要であらうとの見解が有力でありました。なお詳細は速記録によつて御了承を願います。

討論においては別段に発言もございませんでしたので、直ちに採決の結果、全会一致を以て本法律案を衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告を申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第二、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の廃止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

(審査報告書は都合により附録に掲載)

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月二十九日

衆議院議長 林 義治

参議院議長 佐藤尚武殿

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律

左に掲げる法令は、廃止する。

一 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)

二 昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く衆議院議員の議員候補者たるべき者の資格確認に関する件(昭和二十一年内務省令第二号)

三 昭和二十二年勅令第一号の特例に関する勅令(昭和二十二年勅令第六十一号)

四 昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く昭和二十二年勅令第一号第八條に対する特例に関する命令(昭和二十二年勅令内務省令第五号)

五 昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当事等の地方農業調整委員会、市町村農業調整委員会及び地区農業調整委員会の委員への就職禁止に関する命令(昭和二十

十三年總理庁令、農林省令第十二号)

六 内閣總理大臣から覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を受けていない者の立候補の特例に関する命令(昭和二十三年總理庁令第七十六号)

七 昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当事等の農業協同組合、農業協同組合連合会及び水産業協同組合の役員等への就職禁止に関する命令(昭和二十四年總理庁令、農林省令第二号)

八 昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当事等の土地改良区及び土地改良区連合の役員等への就職禁止に関する命令(昭和二十四年總理府令、農林省令第一号)

九 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当事の指定の解除に関する法律(昭和二十六年法律第二百六十八号)

附則

1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行の際旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)第五條第一項の規定の適用を受けている者は、他の法令に別段の定めのある場合を除く外、この法律施行の日において、公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を取得する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十五号を次のように改める。

十五 削除

第五條第一項の表中公職資格訴願審査会の項を削る。

5 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令(昭和二十三年政令第二百三十八号)」の規定による国庫に帰属した財産の管理等に關する事項」に改める。

する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十五号を次のように改める。

十五 削除

第五條第一項の表中公職資格訴願審査会の項を削る。

5 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令(昭和二十三年政令第二百三十八号)」の規定による国庫に帰属した財産の管理等に關する事項」に改める。

第七條第三項第三号を次のように改める。

二 削除

6 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百九十九條第三号を削る。

第二百四十八條第二項を削る。

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○河井彌八君 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案

昭和二十七年四月十六日 参議院會議録第三十号 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案

昭和二十七年四月十六日 参議院會議録第三十号 議事日程追加の件 医療法の一部を改正する法律案

する法律案の内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ずその内容と、提案の理由といったしまして政府の説明いたしました点、これを申し上げます。

本案は、その本則におきましては、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令、即ち昭和二十二年勅令第一号及びこれが関連事項を規定いたしましたおりの諸命令七件、並びに公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律、即ち昭和二十六年法律第二百六十八号を廃止いたしまして、附則におきましては、これら諸法令の廃止に伴う関係法律の一部を改正するのほか、所要の措置を講ずるための規定を設けておるのであります。

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力の発生の日から施行するといふことになつておるのであります。

只今申上げました公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令、即ち昭和二十二年勅令第一号は、これは昭和二十一年一月四日附の連合国最高司令官の日本政府宛書「公務従事」に適合する者の公職からの除去に関する件、これに規定された諸事項をば実施するために制定された勅令であります。この覚書は、ボツダム宣言第六項を履行するために軍国主義的国家主義及び侵略の活動なる主唱者、並びに極端なる国家主義的団体、暴力主義的団体等の有力分子等と認められる一切の者を公職から罷免し、官職から排除することを命じ、且つ以後においても、なお一層制限的な要件を設ける場合のあることを明らかにいたしまして、指令の

厳格な履行を要求しておるのであります。政府は、この連合国最高司令官の厳格な指令及びその後の具体的な指示に従つて、これが迅速且つ適正なる実施に努めて、昭和二十三年五月までに約二十万名に對する指定をいたしまして、一応所期の目的を達したのであります。更にその後におきましては、連合国最高司令官の指示等によりまして必要な補足措置を講じて参つておるのであります。他方、この勅令の規定する諸制限を解除しても、我が国がボツダム宣言の條項の目的を達成する上に支障を来たすことがないと思はれる覚書該当者につきましては、政府は訴願その他の措置によりまして、再三これが指定の解除に努めて今日まで来ておるのであります。先に挙げました公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律、昨年制定されましたこの法律に基きまして公職資格審査会を設けまして、訴願者の指定解除に今なお努力いたしておる実情であります。然るところ、我が国との平和條約は、すでに我が国の批准書の寄託も終りまして、その他の諸国もまさに寄託を続けたさうとしておるのであります。條約の効力発生に必要な手續が近く完了するといふことが予測されることになりました。それで前に申上げました二十一年一月四日附の日本政府宛書第六項におきましては、いわゆる追放はボツダム宣言の第六項が日本において完全に履行せられるまでの間継続することを明記いたしておるのであります。ボツダム宣言第十二項におきまして、この宣言に掲げる諸目的が達成せられた場合、連

合国占領軍の撤收せられることが規定せられております。又平和條約の第六條におきまして、この條約の効力発生後には連合国占領軍が撤退される旨が規定されておること、これを総合して勘考いたしますと、平和條約の効力発生は、我が国においてボツダム宣言に掲げる諸目的が達成せられた旨連合国によつて認められたものであるという結論になるのであります。かような次第でありまして、政府は平和條約の効力の発生を期しまして、いわゆる公職追放の措置を撤廃することが妥當なことと考えまして、これまで働いておりましたところの勅令を初めといたしまして、九つの法律並びに命令をば廃止せようとするものであります。

内閣委員会におきましてはこれを審査いたしましたところ、これ／＼の点が明らかになつたのであります。その第一点は、昭和二十二年勅令第一号に基きまして公職追放を受けた者の總数は約二十万名になつておるのであります。そのうち昨年の法律第二百六十八号が制定されるまでに指定解除のあつた者が約十九万二千名で、当時その残りの約一万五千名が追放者として残つておつたのであります。この法律第二百六十八号によりまして訴願申請をいたした者が九千八百七十九名でありまして、そのうち今日までに指定解除を受けた者は七千六百六十六名、指定解除の手續が完了した者は約千五百名であるといふことであります。この千五百名のうち戦争犯罪者が千三百八十三名含まれておりますので、結局その残りの百二十三名が指定解除未了の者となつておるといふ状況であ

ります。政府は、この百二十三名の指定解除の手續をば平和條約の効力の発生するまでに完了をするようであるといふのであります。第二点は、追放指定を受けた者が公職資格審査会へ訴願申請をいたして、その審査の結果、追放指定の解除を受けた者と、平和條約の効力の発効の日までに追放指定の解除の手續が完了となつて、この法律に基いて追放指定が自然解除になる者との間に、將來何ら實質上の効力の差異はないといふことを明らかにしたのであります。第三点は、平和條約の効力後におきまして、政府は、日本国の独自の見地から従来の公職追放と同じような考えの公職追放をば行う意思を持つておらないといふことが明らかになりました。第四点は、戦争犯罪者が將來公職追放の指定を解除されたのちにおいて公職につく場合の制限は一般の法令の規定するところによるものであります。職犯者たりし故を以て特別扱いをいたさないといふことが明らかになりました。第五点は、すでに申しました通り、公職追放関係の一切の法令は、この法律案が通過いたしますればすべて廃止されるのであります。が、なお教職員の追放関係に關しましては、教職員の除去、就職禁止等に関する政令と題する昭和二十二年政令第六十二号が存在しておつたのであります。この国会におきまして、教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律という法律がすでに成立いたしました。本日の九日に公布せられたのであります。そこで、本法案が成立いたしますならば、これで以て一切の追放関係の法令は廃止されると

いうことになるのであります。

内閣委員会は一回開会いたしまして慎重審議をいたしまして、只今申述べました諸点を明らかにいたしまして、討論を省略して全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して医療法の一部を改正する法律案(藤森眞治君外十名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。本案につきましては藤森眞治君ほか十名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。藤森眞治君。

医療法の一部を改正する法律案
右の議案を議決する。

昭和二十七年四月十四日
発議者
藤森 眞治 中山 壽彦

松原 一彦 谷口弥三郎
長島 銀藏 山下 義信
梅津 錦一 大谷 肇清
井上なつゑ 草葉 隆園
深川タマエ
参議院議長佐藤尚武殿

医療法の一部を改正する法律
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七十條第一項第一号中「耳鼻いんこう科」の下に「気管食道科」を加える。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔藤森眞治君登壇、拍手〕
○藤森眞治君 只今議題となりました医療法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案の内容は、医療法第七十條の診療科目に更に新しく気管食道科を追加しようとするものでございす。医療法第七十條の診療科目に関する規定は、医師の行います診療内容の正しい表示と、これによつて公衆が誤まりのない医療を受けることができることを目的として定められるものでなければならぬのでございす。

現代医学がますます専門分科的に深まつて進歩しつつあります現状から見まして、診療科目も又公衆の利便を図るためには当然学問的基礎の上に立つて共に推移して行かなければならぬと考へられるのでございす。昭和二十五年に当初内科以下十科でありました診療科目に神経科のほか五科が追加されましたのも、畢竟この要請を充た

するための措置であつたのにはかならないのであります。ここに提案いたしました法律案も、このような見地から提出いたしましたものでございまして、最近の気管食道に関する研究並びに技術の著しい進歩を見ますと、その発達に実に見るべきものがありまして、従来考へられておりました耳鼻咽喉科や内科の一部に属しておるといふような觀念からは遠く離れて、一言で申しますと、間接診断から直接診断治療に飛躍した特殊の性格を備えたものになつて来たのでございす。他

面、日本気管食道学会は、日本医学会の一分科分科学会として、又国際気管食道学会の一員として、多数の研究業績を発表いたしまして、我が国のみならず、世界の医学の進歩に貢献しておるという状況でございす。以上のようない見地からいたしまして、この新専門分野における診療科目を医療法中の診療科目に追加いたしまして、一般公衆に周知せしめることが、国民医療の向上の点から見まして重要な意義を持つものであると信じますので、ここに本法律案を提出いたしました次第でございす。

何とぞ御賛成の上、速かに御可決あらんことをお願いする次第でございす。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午前十一時二分散会

○本日の会議に付した事件
一、日程第一 森林法等の一部を改正する法律案
一、日程第二 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案
一、医療法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。
議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

議員

藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
徳川 宗敬君 常岡 一郎君
伊達源一 郎君 館 哲二君
竹下 豊次君 高橋 道男君
高橋龍太郎君 高木 正夫君
杉山 昌作君 新谷寅三郎君
島村 軍次君 西郷吉之助君
小宮山常吉君 楠見 義男君
木下 辰雄君 河井 彌八君
片柳 眞吉君 柏木 康治君
加藤 正人君 加賀 操君
阿本 愛祐君 岡部 常君
尾崎 行雄君 梅原 眞隆君
飯島達次郎君 赤木 正雄君
結城 安次君 森 入三三君
青山 正一君 岡田 信次君
中川 幸平君 大矢半次郎君
郡 祐一君 岡崎 眞一君
加藤 武徳君 山本 米治君
古池 信三君 西山 龜七君
加納 金助君 黒田 英雄君

川村 松助君 寺尾 豊君
宮城タマヨ君 溝口 三郎君
堀越 儀郎君 小串 清一君
重宗 雄三君 入交 大蔵君
宮本 邦彦君 杉原 荒太君
秋山俊一郎君 鈴木 直人君
鈴木 恭一君 愛知 葵一君
安井 謙君 平沼彌太郎君
竹中 七郎君 有馬 英二君
小川 久義君 滝井治三郎君
駒井 藤平君 林屋龜次郎君
油井賢太郎君 北村 一男君
中山 壽彦君 白波瀧米吉君
岩沢 忠恭君 黒川 武雄君
石坂 豊一君 大隈 信幸君
木内キヤウ君 谷口弥三郎君
稻垣平太郎君 成瀬 暢治君
山花 秀雄君 門田 定蔵君
三橋八次郎君 若木 勝蔵君
小酒井義男君 梅津 錦一君
三好 始君 深川タマエ君
荒木正三郎君 内村 清次君
羽生 三七君 石川 清一君
松浦 定義君 山崎 恒君
深川榮左エ門君 岩男 仁蔵君
菊川 孝夫君 一松 定吉君
堀木 鐵三君 岡村文四郎君
小笠原三男君 梅 繁夫君
木下 源吉君 金子 洋文君
岩間 正男君 兼岩 傳一君
千葉 信君 木村禰八郎君
水橋 肇作君 千田 正君
東 隆君 山田 節男君
羽仁 五郎君 矢嶋 三義君
村尾 重雄君 カニエ邦彦君
島 清君 小林 亦治君
松永 義雄君 中村 正雄君
山下 義信君 原 虎一君

國務大臣 農林大臣 廣川 弘禪君
國務大臣 山崎 猛君
政府委員 厚生政務次官 松野 頼三君
農林政務次官 野原 正勝君

〔第二十五号参照〕
審査報告書
優生保護法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十五日
厚生委員長 梅津 錦一
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
谷口弥三郎 山下 義信
松原 一彦 河崎 ナツ
長島 銀藏 藤森 眞治
大谷 肇清

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は優生手術の可能範圍を是正し、人工妊娠中絶手術を適正化し、受胎調節の適正な指導を図る外、優生結婚相談所及び優生保護審査会に関する規定を整備しようとするものであつて妥當な措置である。

二、事件の利害得失
優生保護法の目的たる不良な子孫の出生を防止すること及び妊娠から生ずる母体の健康障害を防止することを完全に達成することが出来る利益がある。

昭和二十七年四月十六日 参議院會議録第三十号 医療法の一部を改正する法律案

昭和二十七年四月十六日 参議院會議第三十号

三、費用

この法律施行のため、特に費用を要しない。

審査報告書

昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十五日

運輸委員長 山縣 勝見

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡田 信次 高田 寛

高木 正夫 小泉 秀吉

片岡 文重 鈴木 清一

一松 政二 前之園喜一郎

植竹 春彦 小野 哲

内村 清次

要領書

一、委員会の決定の理由

この法案は昨年十月のルース台風による木船の災害復旧に必要な融資を円滑にするため、政府が木船災害復旧資金を融通する金融機関と損失補償並びに利子補給の契約を結び得ることを定めたものであつて、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

ルース台風による木船の災害を復旧するに必要な資金の融通を円滑にする利益がある。

三、費用

利子補給に要する費用として七

百六十万円が昭和二十七年一般会計予算に計上されている。

審査報告書

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十五日

運輸委員長 山縣 勝見

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡田 信次 高田 寛

高木 正夫 小泉 秀吉

鈴木 清一 植竹 春彦

前之園喜一郎 小野 哲

一松 政二 小野 哲

内村 清次

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は平和條約第十七條a項に規定する旧捕獲審検所の検定の再審査を目的とし捕獲審検再審査委員会の設置、再審査の方法等に関し規定したものであつて必要な措置と認める。

二、事件の利害得失

平和條約第十七條a項に規定する旧捕獲審検所の検定の再審査の要請に対する受入体制を整備することにより平和條約を誠実に履行するが国の意志を明らかにする利益がある。

三、費用

昭和二十七年一般会計予算に三百五十五万八千円が計上されている。

審査報告書

商船管理委員会の解散及び清算に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十五日

運輸委員長 山縣 勝見

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡田 信次 高田 寛

高木 正夫 小泉 秀吉

片岡 文重 鈴木 清一

一松 政二 前之園喜一郎

植竹 春彦 小野 哲

内村 清次

要領書

一、委員会の決定の理由

占領終結を間近に控え解散命令の発せられる商船管理委員会の解散及び清算に関し清算人の決定、清算の方法、残余財産の帰属、清算事務の監督等を定めようとするものであつて妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

商船管理委員会の清算の円滑な結了に資する利益がある。

三、費用

昭和二十七年政府関係機関予算に清算事務費として四千八百四十万円が計上されている。

審査報告書

船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十五日

運輸委員長 山縣 勝見

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡田 信次 高田 寛

高木 正夫 小泉 秀吉

片岡 文重 鈴木 清一

植竹 春彦 前之園喜一郎

一松 政二 小野 哲

内村 清次

要領書

一、委員会の決定の理由

船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律は、関係方面の指示に基き、船舶の国家使用制度の変更に伴い船舶運管会を退職する船員の退職手当を、船舶運管会退職の際支給しない、船主に交付して、船主と船員との雇用関係が消滅するときに交付することを規定しているが、この法律案は平和條約後の新情勢に鑑み、右法律を廃止しようとするもので適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

連合軍の指示に基く特別措置を解消せしめ、平常の秩序に復せしめる利益がある。

三、費用

本法施行により別に費用を要しない。

審査報告書

失業保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十五日

労働委員長 中村 正雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

村尾 重雄 榊 繁夫

重盛 壽治 堀 眞琴

坂本 謙三 上原 正吉

安井 謙 早川 慎一

波多野林一

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は現在の保険経済の状況が著しく好転しているため保険料率を引き下げるとともに保険料金徴収事務の改善を図らんとするものであつて適切な措置であるとする。

二、事件の利害得失

事業主、労働者の保険料負担を軽減し、保険料徴収事務が改善される利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

漁船損害補償法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十六日

水産委員長 木下 辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

秋山俊一郎 玉柳 實

青山 正一 松浦 清一

千田 正

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、漁船につき不慮の事故によつて生じた損害を補償して、その復旧を容易にしようとするもので、各地方の漁船保険組合が行う漁船相互保険に対して政府が再保険を行い、この事務費は国が負担又は補助するとともに一定漁船について義務加入制を設け保険料の一部を国が負担することになつてゐる。

本法律案は昨年以来本委員会において漁船の社会保障的、損害補償制度を確定強化する必要を痛感し、その立法化を研究して来たものが今回衆議院の議員提出の形となつたもので、今後更に整備強化を図る必要があるが、現在の段階において適切妥協と認める。

二、事件の利害得失

漁船漁具につき、不慮の事故によつて生じた損害を補償して、その復旧を容易にし漁業経営の安定に資する利益がある。

三、費用

一般会計として二六、五七三、〇〇〇円、特別会計として六九七、六〇九、〇〇〇円を昭和二十七年予算に計上してゐる。

審査報告書

漁船損害補償法施行法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年四月十六日

参議院会議録第三十号

多数意見者署名

秋山俊一郎 玉柳 實

青山 正一 松浦 清一

千田 正

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案の内容の主な点は、現行漁船保険法を廃止し、漁船損害補償法を施行するために必要な経過措置等を規定したものであつて、妥協な措置と認める。

二、事件の利害得失

本法律案を施行することによつて漁船損害補償法の円滑な実施を期する利益がある。

三、費用

一般会計として二六、五七三、〇〇〇円、特別会計として六九七、六〇九、〇〇〇円を昭和二十七年予算に計上してゐる。

審査報告書

漁船損害補償法施行法案

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十六日

水産委員長 木下 辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

秋山俊一郎 玉柳 實

青山 正一 松浦 清一

千田 正

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案の内容の主な点は、現行漁船保険法を廃止し、漁船損害補償法を施行するために必要な経過措置等を規定したものであつて、妥協な措置と認める。

二、事件の利害得失

本法律案を施行することによつて漁船損害補償法の円滑な実施を期する利益がある。

三、費用

一般会計として二六、五七三、〇〇〇円、特別会計として六九七、六〇九、〇〇〇円を昭和二十七年予算に計上してゐる。

審査報告書

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月十九日

水産委員長 木下 辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

秋山俊一郎 玉柳 實

青山 正一 松浦 清一

千田 正

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基いて発した漁業法の罰則の特例に関する命令及び所謂マツカリー・ライシの根拠法規である漁船の操業区域の制限に関する政令を平和條約発効後の事態に照らして廃止しようとするものであつて、妥協な措置と認める。

二、事件の利害得失

本法律案を施行することによつて、漁業界における一段の発展を期することができる。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

所得税法の一部を改正する法律案

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基いて発した漁業法の罰則の特例に関する命令及び所謂マツカリー・ライシの根拠法規である漁船の操業区域の制限に関する政令を平和條約発効後の事態に照らして廃止しようとするものであつて、妥協な措置と認める。

二、事件の利害得失

本法律案を施行することによつて、漁業界における一段の発展を期することができる。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

所得税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十五日

大蔵委員長 平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

溝淵 春次 田村 文吉

岡崎 眞一 黒田 英雄

西川基五郎 伊藤 保平

木内 四郎 小林 政夫

小宮山常吉 森 八三一

菊田 七平 大矢半次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、基礎控除額、扶養控除額及び生命保険料の控除限度額を引き上げ、税率の累進度を緩和するとともに、退職所得について、その半額を課税標準とした上、他の所得と分別して課税することとし、譲渡所得、山林所得及び一時所得について特別控除の制度を設け、変動所得に対する平均課税の制度を簡素化し、更に、相続の場合における譲渡所得の課税を廃止し、青色申告書を提出する者の親族に対する給與を事業上の必要経費とし、また、源泉徴収についてその範囲の拡張と税率の適正化の措置を講じ、不具者控除等を税額控除とする外、制限納税義務者に対する課税範囲を拡張しようとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

所得税負担の軽減とその合理化及び税務の簡素化に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

法人税法の一部を改正する法律案

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、法人税の延納の場合の利子税を引き下げるとともに、新たに法人税額から控除しきれなかつた所得税額の還付制度を設ける等の措置を講じようとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

法人の租税負担の軽減とその合理化に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

相続税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十五日

大蔵委員長 平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

菊田 七平 森 八三一

小宮山常吉 小林 政夫

溝淵 春次 田村 文吉

岡崎 眞一 黒田 英雄

西川基五郎 伊藤 保平

木内 四郎 小林 政夫

大矢半次郎 西川基五郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、相続税の基礎控除を引き上げ、税率の引き下げを行うとともに、延納の場合の利子税を引

昭和二十七年四月十六日 参議院會議録第三十号

き下げ、特定の場合に延納期間を延長する等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

相続税負担の軽減とその合理化に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

一、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律案

一、物品税法の一部を改正する法律案

一、砂糖消費税法の一部を改正する法律案

一、一般会計の歳出の財源に充てるための米國対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案

一、財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案

一、資金運用部預託金利率の特例に関する法律案

一、漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案

一、漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

一、閉鎖機關日本系系統制株式会社が積み立てた彌糸価格安定資金の処分に関する法律案

右審査報告書は都合により附録に掲載

審査報告書

昭和二十七年一般会計予算案

昭和二十七年特別会計予算案

昭和二十七年政府関係機関予算案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十六日

予算委員長 和田 博雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中川 以良 山本 米治

小林 政夫 杉山 昌作

駒井 藤平 鈴木 強平

西田 隆男 中山 福藏

新谷寅三郎 西郷吉之助

楠見 義男 加藤 正人

片柳 眞吉 小野 哲

岡本 愛祐 愛知 揆一

石坂 豊一 池田宇右衛門

泉山 三六 楠瀬 常猪

大島 定吉 左藤 義詮

白波瀬米吉 杉原 荒太

鈴木 直人 中川 幸平

平林 太一 宮本 邦彦

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十七年一般会計予算、昭和二十七年特別会計予算及び昭和二十七年政府関係機関予算は、わが國の独立回復に伴う国際的關係から生ずる諸問題、経済の充實発展及び民生の安定等の諸要請に対処するため、一、財政の規模を国民経済力の限度に止めること、二、財政收支の均衡を堅持すること、三、平和回復に伴う諸経費が国民経済に過度の圧迫となら

ないこと等に主眼を置いて編成されたものであつて、歳出においては、平和回復に伴う諸経費、経済力増強のための諸経費、民生安定及び文教の振興のための諸経費等を計上しており、歳入においては、前年度の税制をそのまゝ維持した外、更に租税の軽減合理化を図つてゐるのであつて、平和回復に伴う諸経費と内政費との調整、防衛関係費の内容、国民生活の安定等について不十分な点はあるが、概ね適当な処置と認める。

二、事件の利害得失
この予算の成立により、わが國の独立回復に伴う諸要請に対処することができ。

三、費用

一般会計予算の総額は

歳入 八千五百二十七億五千三百六十七万八千円

歳出 八千五百二十七億五千三百六十七万八千円

特別会計予算の総額は

歳入 一兆三千六百六十二億五千四百四十六万四千円

歳出 一兆三千六百九億五千八百五十七万四千円

政府関係機関予算の総額は

収入 四千五百九十六億九千五百八十三万三千円

支出 三千二百九十二億九千七百三十六万八千円

である。

参議院會議録第二十八号正誤

頁 段 行 誤 正

三六 善方分 善処方

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十 円

(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
電話 九段 四五二一 五五二一
電報 東京 一九〇〇〇 官報